

居宅介護支援契約書

この契約書は 様（以下「利用者」とします）と健生居宅ステーションちとせ（以下「事業所」とします）との間に居宅介護支援サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びその他関係する法令ならびにこの契約書に従い、利用者が自立可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、居宅介護支援サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービス計画の提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業所などとの連絡調整や、その他の便宜を提供します。

（契約期間）

第2条 1 この契約期間はつぎの通りとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約満了日 要介護認定期間満了日

2 ただし、契約満了までに、利用者様から解約の申し出がない場合は、契約は自動更新されます。

（利用者負担金）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は重要事項のとおりです。

（利用者の解約権）

第4条 1 利用者は事業者に対し、1週間前までに申し出ることにより、解約することができます。

2 サービス提供にあたり、事業所の著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約を解除することができます。

（事業者の解約権）

第5条 1 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。

（契約の終了）

第6条 この契約は次のいずれかに該当する場合に終了とします。

- 利用者から第2条2項の申し出があり、満了した場合
- 第4条に定める利用者からの申し出があり、契約解除した場合
- 第5条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- 次のいずれかにより居宅介護支援サービスが提供できなくなった場合
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合

- ② 利用者が認知症対応型共同生活介護または特定入居者生活介護に入所した場合
- ③ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
- ④ 利用者がお亡くなりになった場合

(損害賠償)

第7条 1 事業者は居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合、その損害を賠償します。その賠償については事業者の責任を問えない場合についてはこの限りではありません。

2 事業者は利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、直ちにその原因、対応などの概況を記載した文書を利用者又はその家族に提示し、併せて状況を充分説明いたします。

(苦情対応)

第8条 1 事業者は事業所の提供した居宅介護支援サービス及び事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づき提供された居宅サービスについての苦情を受けるための窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことが出来、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者及びサービス事業者は一切、不利益な取り扱いをしません。

3 事業者は、必要に応じて青森県国民健康保険団体連合会へ苦情の概況について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービス提供の記録など)

第9条 1 事業者は、サービス提供の記録など作成完了後、少なくとも2年間は適正に保存し、利用者の求めに対して閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は利用者の同意を得た上で利用者の指示する他の居宅介護支援事業所などへ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第10条 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密及び個人情報については正当な理由がないかぎり契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。

2 前項の規定に関わらず利用者及び家族に関わる、居宅介護支援サービス計画書を立案するサービス担当者会議での情報提供や、居宅介護支援事業者との連絡調整において、個人情報提供が必要となった場合、居宅サービス計画に位置づけられた事業所、主治医及び保険者に対し使用させていただきます。なお、個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏らしません。また、個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記

録するとにします。

(契約外条項)

第 11 条 介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約に定めのない事項については、利用者と事業所の協議で定めることとします。

住所 青森県弘前市大字野田 2 丁目 2 番地 1

事業者名 津軽保健生活協同組合

代表者名 理事長 伊藤 真弘

住所 青森県黒石市大字寿町 2 3 番地

事業所名 津軽保健生活協同組合 健生居宅ステーションちとせ

説明者 _____

私はこの契約書に記載された内容について説明を受け、居宅介護支援サービスの契約をいたします。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族又は代理人

住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係)

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名のうえ、各自 1 通を保有するものとします。